別表第１（開示請求窓口）

開示請求窓口を置く組織	担当グループ等名
独立行政法人自動車事故対策機構　本部	企画グループ
〃　札幌主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　仙台主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　新潟主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　東京主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　名古屋主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　大阪主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　広島主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　高松主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　福岡主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　沖縄支所	総務事務担当マネージャー

別表第２（開示実施手数料の額）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
１　文書又は図画（２の項から４の項まで又は８の項に該当するものを除く。）	イ　閲覧	１００枚までごとにつき１００円
	ロ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	１枚につき１００円に１２枚までごとに７６０円

	ハ　複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙１枚につき１０円（Ａ２判については４０円、Ａ１判については８０円）
	ニ　複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙１枚につき２０円（Ａ２判については１４０円、Ａ１判については１８０円）
	ホ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	１枚につき１２０円（縦２０３㎜、横２５４㎜のものについては、５２０円）に１２枚までごとに７６０円を加えた額
	へ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	１枚につき５０円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額
	ト　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０㎜の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１００円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額

	チ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０㎜の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１２０円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額
２　マイクロフィルム	イ　用紙に印刷したものの閲覧	用紙１枚につき１０円
	ロ　専用機器により映写したものの閲覧	１巻につき２９０円
	ハ　用紙に印刷したものの交付	用紙１枚につき８０円（Ａ３判については１４０円、Ａ２判については３７０円、Ａ１判については６９０円）
３　写真フィルム	イ　印画紙に印画したものの閲覧	１枚につき１０円
	ハ　印画紙に印画したものの交付	１枚につき３０円（縦２０３㎜、横２５４㎜のものについては、４３０円
４　スライド（９の項に該当するものを除く。）	イ　専用機器により映写したものの閲覧	１巻につき３９０円
	ロ　印画紙に印画したものの交付	１枚につき１００円（縦２０３㎜、横２５４㎜のものについては、１，３００円）

５　録音テープ（９の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ　専用機器により再生したものの聴取	１巻につき２９０円
	ロ　録音カセットテープに複写したものの交付	１巻につき４３０円
６　ビデオテープ又はビデオディスク	イ　専用機器により再生したものの視聴	１巻につき２９０円
	ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付	１巻につき５８０円
７　電磁的記録（５の項、６の項又は８の項に該当するものを除く。）	イ　用紙に出力したものの閲覧	用紙１００枚までごとにつき２００円
	ロ　専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	１ファイルにつき４１０円
	ハ　用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙１枚につき１０円
	ニ　用紙にカラーで出力したもの	用紙１枚につき２０円
	ホ　フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	１枚につき５０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額

	へ　光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０㎜の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
	ト　光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０㎜の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１２０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
	チ　幅１２．７㎜のオープンリールテープに複写したものの交付	１巻につき７，０００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
	リ　幅１２．７㎜の磁気テープカートリッジに複写したものの交付	１巻につき８００円（日本産業規格Ｘ６１３５に適合するものについては２，５００円、国際規格１４８３３、１５８９５又は１５３０７に適合するものについてはそれぞれ８，６００円、１０，５００円又は１２，９００円）に１ファイルごとに２１０円を加えた額

	ヌ　幅８㎜の磁気テープカートリッジに複写したものの交付	１巻につき１，８００円（日本産業規格Ｘ６１４２に適合するものについて２，６００円、国際規格１５７５７に適合するものについては３，２００円）に１ファイルごとに２１０円を加えた額
	ル　幅３．８１㎜の磁気テープカートリッジに複写したものの交付	１巻につき５９０円（日本産業規格Ｘ６１２９、Ｘ６１３０又はＸ６１３７に適合するものについては、それぞれ８００円、１，３００円又は１７５０円）に１ファイルごとに２１０円を加えた額
８　映画フィルム	イ　専用機器により映写したものの視聴	１巻につき３９０円
	ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付	６，８００円（１６㎜映画フィルムについては１３，０００円、３５㎜映画フィルムについては１０，１００円）に記録時間１０分までごとに２，７５０円（１６㎜映画フィルムについては３，２００円、３５㎜映画フィルムについては２，６５０円）を加えた額
９　スライド及び録音テープ（第５条第５項に規定する場合におけるものに限る。）	イ　専用機器により再生したものの聴取	１巻につき６８０円
	ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付	５，２００円（スライド２０枚を超える場合にあっては、５，２００円にその超える枚数１枚につき１１０円を加えた額）
備考　１の項ハ若しくはニ、２の項ハ又は７の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を１枚として額を算定する。		